

1. 憲法、地方自治法の規定

憲法 第8章 地方自治

第92条【地方自治の基本原則】地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第93条【地方公共団体の議会】 略

第94条【地方公共団体の権能】地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

第95条【特別法の住民投票】 略

地方自治法 第3章 条例及び規則

第14条【条例の制定及び罰則の委任】普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条2項の事務に関し、条例を制定することができる。

②普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

③普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例のなかに、条例に違反した者に対し、2年以下の懲役も若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑^鋼又は5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第15条【規則】普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

②普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第2条 ②普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

⑤都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第2項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理する。

2. 条例制定権の範囲

1999年の地方自治法改正の新たな事務区分によって、自治事務でも、法定受託事務でも、「法令に違反しない限りにおいて」条例を制定できるようになった。また、住民の権利義務を規制するような規則も、法律または条例による委任がある場合は制定できることとなった。

憲法 29 条 2 項と条例による財産権規制

憲法第 29 条 財産権は、これを侵してはならない。

②財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

③私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

「条例で財産権を制約するのは違憲」という意見を主張する人もいるが、上記 2 項は、法律によらず財産権を制限することはできないという主旨であり、自治体議会が制定する条例による規制を排除するものではない。

3. 条例と規則

条例は、議会立法といわれるように議会が自主的に制定するものである。条例を内容別から分けると、行政機構や組織の管理運営について定めるもの、非権力的な行政サービスについて定めるもの、権力的な規制措置を定めるものがある。

規則は、地方公共団体の長がその権限に属する事務を処理するために制定するものである。

条例と規則はそれぞれ独自の領域をものではあるが、競合領域では条例が規則に優位すると解される。また、住民の権利義務に関して制定された条例を執行するために、長が規則で施行細則を定めたり、条例に具体的な定めを規則に委任するという場合もある。

4. 都道府県条例と市町村条例

地方自治法第 2 条 16 項「市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。」とあり、ここには都道府県条例優位の原則が示されている。しかし、地方自治の理念からすると、基礎的自治体と広域自治体との関係は、現在、対等協力が原則である。従って、都道府県が、市町村の条例制定権や行政権を侵害しないような配慮が必要である。